別紙1
【開示しない部分及びその理由】

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
1	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
2	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
3	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
4	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
5	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
6	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
7	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
8	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
9	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
10	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
11	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
12	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
13	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
14	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
15	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
16	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
17	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
18	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
19	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
20	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
21	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
22	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
23	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
24	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
25	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
26	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
27	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
28	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
29	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
30	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
31	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
32	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
33	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
34	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
35	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
36	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
37	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
38	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
39	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
40	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
41	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
42	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
43	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
44	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
45	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
46	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
47	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
48	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
49	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
50	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
51	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
52	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
53	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
54	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
55	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
56	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
57	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
58	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
59	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
60	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
61	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
62	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
63	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
64	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
65	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
66	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
67	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
68	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
69	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
70	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
71	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
72	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
73	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
74	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
75	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
76	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
77	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
78	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
79	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
80	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
81	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
82	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
83	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
84	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
85	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
86	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
87	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
88	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
89	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
90	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
91	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
92	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
93	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
94	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
95	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
96	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
97	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
98	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
99	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
100	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
101	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
102	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
103	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
104	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
105	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
106	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
107	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
108	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
109	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
110	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
111	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
112	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
113	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
114	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
115	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
116	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
117	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
118	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
119	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
120	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
121	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
122	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
123	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
124	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
125	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
126	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
127	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
128	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
129	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
130	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
131	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
132	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
133	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
134	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
135	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
136	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
137	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
138	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
139	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
140	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
141	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
142	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
143	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
144	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
145	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
146	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
147	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
148	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
149	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
150	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
151	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
152	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
153	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
154	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
155	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
156	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
157	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
158	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
159	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
160	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
161	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
162	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
163	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
164	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
165	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
166	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
167	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
168	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
169	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
170	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
171	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
172	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
173	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
174	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
175	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
176	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
177	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
178	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
179	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
180	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
181	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
182	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
183	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
184	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
185	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
186	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
187	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
188	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
189	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
190	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
191	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
192	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
193	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
194	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
195	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
196	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
197	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
198	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
199	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
200	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
201	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
202	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
203	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
204	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
205	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
206	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
207	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
208	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
209	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
210	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
211	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
212	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
213	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
214	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
215	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
216	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
217	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
218	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
219	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
220	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
221	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
222	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
223	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
224	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
225	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
226	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
227	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
228	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
229	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
230	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
231	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
232	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
233	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
234	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
235	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
236	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
237	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
238	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
239	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
240	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
241	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
242	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
243	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
244	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
245	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
246	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
247	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
248	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
249	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
250	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
251	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
252	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
253	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
254	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
255	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
256	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
257	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
258	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
259	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
260	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
261	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
262	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
263	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
264	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
265	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
266	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
267	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
268	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
269	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
270	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
271	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
272	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
273	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
274	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
275	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
276	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
277	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
278	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
279	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
280	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
281	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
282	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
283	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
284	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
285	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
286	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
287	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
288	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
289	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
290	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
291	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
292	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
293	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
294	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
295	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
296	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
297	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
298	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
299	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
300	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
301	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
302	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
303	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
304	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
305	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
306	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
307	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
308	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
309	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
310	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
311	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
312	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
313	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
314	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
315	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
316	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
317	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
318	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
319	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
320	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
321	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
322	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
323	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
324	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
325	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
326	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
327	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
328	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
329	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
330	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
331	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
332	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
333	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
334	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
335	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
336	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
337	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
338	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
339	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
340	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
341	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
342	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
343	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
344	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
345	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
346	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
347	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
348	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
349	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
350	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
351	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
352	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。